

第50回北海道法人会税制改正要望全道大会経過報告

開催日 平成25年9月10日(火)
開催場所 札幌パークホテル
参加人数 来賓・招待者 50名 会員1,043名
主催 (一社)北海道法人会連合会
主管 (公社)札幌中法人会・(公社)札幌西法人会・(公社)札幌北法人会
(公社)札幌東法人会・(公社)札幌南法人会

【 第1部 全道大会 】(14:00~15:10)

1. 開会宣言 道法連 長江副会長
2. 国歌斉唱
4. 道法連会長挨拶 道法連 中井会長
5. 全法連会長挨拶 全法連 池田会長
6. 歓迎のことば 札幌北法人会 牧野会長(大会実行委員長)
7. 来賓紹介
8. 議長選出 議長 札幌西法人会 福山会長
9. 議 事
議案第1号 平成25年度税制改正要望の実現状況 道法連 阿部副会長
議案第2号 平成26年度税制改正要望事項 道法連 荒田副会長
議案第3号 第50回全道大会決議 道法連 五十嵐副会長
10. 来賓祝辞
札幌国税局長 江國清志 様
北海道知事 高橋はるみ 様
札幌市副市長 秋元克広 様
北海道商工会議所連合会 高向 巖 様
11. 祝電披露
12. 大会楯伝達 (札幌北法人会牧野会長より旭川中法人会川島会長へ)
13. 次回開催地会挨拶 旭川中法人会 川島会長
14. 閉会宣言 道法連 堀川副会長



大会式典全景



道法連 中井会長 挨拶



全法連 池田会長 挨拶



歓迎の言葉 牧野実行委員長



議長 札幌西法人会 福山会長



大会宣言 道法連 五十嵐副会長



大会楯伝達（札幌北法人会 牧野会長 から 旭川中法人会 川島会長へ）



次回開催地挨拶 旭川中法人会 川島会長（平成26年9月18日開催）

来賓祝辞



札幌国税局 江國局長



北海道 高橋知事



道商連 高向会頭

【 第2部 記念講演会 】(15:30~17:00)

テーマ 『地域に生きる』

講師 弁護士(さわやか福祉財団理事長) 堀田 力 氏



【 第3部 懇談会 】(17:20~18:50)

1. 開会挨拶 札幌東法人会 藤井会長
2. 乾杯 札幌国税局課税第二部長 栗原克文 様
3. 開宴
4. アトラクション ザ・キッカーズ
5. 万歳三唱 北海道税理士会会長 石丸修太郎 様
6. 閉会挨拶 札幌南法人会 柳谷会長



開会挨拶 札幌東法人会 藤井会長



閉会挨拶 札幌南法人会 柳谷会長

平成26年度税制改正要望事項

総論

社会の健全な発展に貢献する幅広い活動を展開している北海道法人会は、社会保障と税の一体改革の前提である国・地方の行財政改革の一層の推進を強く望むものである。

持続的な経済成長と社会保障制度の確立のための税制改革、租税負担と社会保障のあり方や地域の真の自立に向けた諸課題に対応した抜本的な税制改革の推進についても強く求めるものである。

中でも、地域経済の担い手である中小企業の活性化なくして我が国経済の再生はあり得ずとの視点から、法人税率の引き下げをはじめとする中小企業の活性化に資する政策の確立の最優先を強く要望する。

第1 法人課税について

1. 法人税率の引き下げ

平成23年度改正で法人税率が30%から25.5%に引き下げられ、実効税率が35.64%となったが、3年間は復興特別法人税として法人税額の10%が課税されている。

我が国企業の競争力強化に加えて、国内産業の空洞化防止、外国企業の日本への投資、誘致などの観点から、法人の税負担について地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

復興特別法人課税期間終了後、法人税率引き下げが見込まれているが、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の実効税率を実現するよう要望する。

2. 中小企業の軽減税率

平成23年度改正で3年間の特例として、中小企業の軽減税率が15%（本則19%）に引き下げられたが、中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求めるとともに、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を1,600万円に引き上げるよう強く要望する。

3. 政策税制措置

平成25年度改正では、民間投資や雇用の喚起といった成長戦略に基づく、生産等設備投資促進税制や所得拡大促進税制等が講じられた。

成長戦略における設備投資減税などの実施に当たっては、中小企業の活力が発揮できるよう税制措置の見直しを要望する。技術革新など活性化に資する中小企業投資促進税制の拡充（特別償却率及び税額控除率の大幅引き上げ、対象設備の拡充等）また、少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し、本則化するよう求める。

4. 交際費課税の見直し

交際費課税については、平成25年度改正で損金不算入割合（10%）の撤廃、定額控除限度額が800万円に引き上げられたが、適用期限は平成26年3月31日までとなっている。

交際費は、本来、経費性があり、損金性が認められるものであるとし、税制の見直しを求めてきたが適用中小企業の範囲（資本金1億円以下の法人）に合理性がなく、中小企業基本法に定める中小企業の定義に拡大すべきである。また、租税特別措置としてではなく本則化する

よう強く要望する。

5. 役員給与の損金算入の拡充

役員給与は、本来、職務執行の対価である。現行税制では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、原則損金算入できるよう見直すべきである。

また、同族会社における役員の利益連動給与については、現行、損金処理が認められていない。経営者の経営意欲を高め、企業活力を与える観点から、同族会社に対しても一定の要件のもと、利益連動給与の損金算入を認めるよう要望する。

第2 所得課税について

1. 所得税のあり方

(1) 基幹税としての機能回復を図るべき

非納税者の割合が増加する傾向にあり、基幹税としての財源調達機能を回復するために所得税・住民税を広く国民全体で負担していくことが重要である。雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、所得再配分機能等を回復するため、社会保障と税の一体改革において、税率構造を含む改革を進める必要がある。

2. 各種控除制度の見直し

各種控除制度は、社会構造の変化に対応した合理的なものに見直す必要がある。特に人的控除については、累次の改正で複雑化していることから整理・合理化を図るよう要望する。

3. 少子化対策

少子化対策は、国が政策として取り組むべき重要課題であることから、保育所の充実など、本来的には財政・行政面での総合的な施策を講じることが肝要であり、その一環として税制の果たす役割も大きい。税制を含めた総合的な施策を講じるよう要望する。

4. 金融所得一体課税

平成25年度改正では、公社債等に対する課税方式が申告分離課税に変更された上で、損益通算できる範囲が拡大された。

所得税制は、現行の10種類に区分した所得類型を統合・簡素化し、損益通算を可能とすることが望ましい。経済の活性化の観点からも幅広い金融商品を対象にした金融一体課税の制度拡充を要望する。

第3 資産課税について

1. 相続税等の見直し

(1) 相続税の課税強化は行うべきではない

相続税については、地価がバブル期以前の水準に戻ったことを踏まえ、基礎控除の見直しが行われるとともに、最高税率の引き上げによる課税強化が行われた。

国際的にみても、我が国の相続税の租税負担率は主要各国とほぼ同一基準にあり、その課税強化は容認し得ない。「努力したものが報われる税制を確立する」との視点に立脚し、制度改革を要望する。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである

①贈与税の税率構造、基礎控除の見直し

贈与税については、個人資産の若年世代への世代間移転を促し、その有効活用を通じた活性化を図る観点から、直系尊属に対する税率構造が緩和されたが、さらなる税率構造や基礎控除の引き上げなど贈与税のあり方まで踏み込んだ見直しを要望する。

②相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度は、贈与者と受贈者の適用要件が緩和されたが、資産の世代間移転とその有効活用による経済の活性化に加え、事業承継にも資する観点から、今後とも特別控除額2,500万円の引き上げを要望する。

(3) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われたことは評価するものの、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。わが国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置に留まっており、欧州主要国並みの本格的な事業承継税制が必要である。わが国においても、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離して課税し、非上場株式を含む事業用資産を軽減あるいは控除する制度の創設を要望する。

第4 消費課税について

(1) 消費税の引き上げに伴う改革への取り組み

消費税率の引き上げはやむを得ないが、行財政改革の徹底、歳出入の見直しが前提であり、かつ実施時期は景気への配慮を強く要望する。

(2) 軽減税率の導入問題

経営資源が脆弱な中小企業は、当面（税率10%程度まで）中小企業に複雑な事務負担を強いる複数税率やインボイスの導入は行わないよう強く要望する。また、低所得者対策としての「簡素な給付措置」の実施に当たっては、給付の対象や方法を十分考慮し、ばらまき政策にならないよう要望する。

第5 地方税制について

1. 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税に対しては、長期的な地価の下落にもかかわらず、負担感が高いとの声が多い。また、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制の一元化等評価方法および課税方式の抜本的見直し（宅地評価の収益還元価格での評価等）を要望する。

2. 事業所税の廃止

平成15年度改正において新增設分に対して課せられる事業所税は廃止されたが、「事業にかかる事業所税」は存続している。事業所税自体が固定資産税と二重課税的な性格を有すること、市町村合併の進行により課税対象が拡大することなどから廃止を要望する。

3. 法人住民税の超過課税の解消

地方税における法人住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を対象として課税されており、十分な説明もないまま恒久的に課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきではなく、行財政改革の推進の観点からも速やかに解消するよう要望する。

4. 法人に対して安易な法定外目的税を課すべきでない

法定外目的税は、環境対策の観点から導入されている場合も多いが、こうした独自課税の実施に当たっては、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、法人企業に対して安易な課税は行わないよう要望する。

5. 申告納税の合理化

情報化の流れもあり、行財政改革の推進と納税者の利便、事務負担の軽減を図るため、国税と課税対象を同じくする法人事業税・都道府県民税等の申告について地方消費税の執行同様に一層合理化を図るよう要望する。

第6 その他

1. 電子申告について

更なる利用促進に向けて、制度の一層の利便性向上を図るとともに、地方税の電子申告（eLTAX）との一体化の検討、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

2. 社会保険料の法人負担分の減額

社会保障と税の一体改革において、事業主の負担に大きく依存した社会保険制度の見直しなど給付と負担のバランスを踏まえた一体的な見直しを求める。

第50回北海道法人会全道大会

大会決議

我が国経済は積極的な財政出動による経済対策や大胆な金融緩和などにより、全体的に持ち直しの動きがみられる。

一方、道内中小企業の経営環境は、一部の業界に景気回復の兆しが出てきているものの、長引くデフレに加え、円安による原材料費や燃料費等の上昇分を価格転嫁できずに、売り上げの低迷、採算の悪化などに苦しむ企業も少なくない。

北海道経済を再生し、新たな成長軌道に乗せるためには、地域経済の担い手である中小企業が活力を取り戻し、地域の原動力として持てる力を遺憾なく発揮することが不可欠であり、自助努力では解決できない諸課題に対して、必要な税制対策を講ずることが重要である。

従来型の発想にとらわれず、民間投資や雇用を喚起する持続可能な成長戦略に基づき、中小企業の政策税制措置を強く求めるものである。

加えて、少子・高齢化が進展する中で、社会保障の安定財源を確保するとともに、経済の成長力の強化、格差の是正といった中長期的課題にも応えるよう要望する。公益法人としての法人会は、税のオピニオンリーダーとしての自覚を発揮し、活力ある中小企業の復活に向けた税制の抜本的改革を希求し、併せて、魅力ある地域経済の構築と社会貢献事業を推進するために、全力を傾注することを全道30法人会の総意として以上、決議する。

平成25年9月10日

第50回北海道法人会税制改正要望全道大会